3　各締約国は、1に規定する手続に関し、一の用語が関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であるかどうかを決定するに当たり、消費者が当該一の用語を自国の領域においてどのように理解しているかを自国の権限のある当局が考慮する権限を有することを確保する。この消費者の理解に関連する要素には、次の事項を含めることができる。

(a)　当該一の用語が、辞書、新聞、関連するウェブサイト等における適当な情報によって示されるように、特定の商品の種類に言及するために用いられているかどうか。

(b)　当該一の用語によって示される商品が、自国の領域においてどのように販売され、及び取引において使用されているか。(注)

注　この(b)の規定の適用上、締約国の当局は、適当な場合には、当該一の用語が、締約国間で認められた関連する国際的な基準において、自国の領域に存在する商品の種類又は等級を示すために用いられているかどうかを考慮することができる。

4　いずれの締約国も、前条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）2に規定する取消しの手続に関し、保護された用語が自国において当初に保護を与えられた時の条件を満たさなくなったことに基づき、地理的表示の保護が取り消され、又はその他の方法によって消滅する可能性を排除してはならない。

第十一・三十二条　複数の要素から構成される用語

地理的表示として保護される複数の要素から構成される用語を構成する個々の要素は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び前条（異議申立て及び取消しの根拠）に定める手続に関し、締約国の領域において関連する商品の一般名称として日常の言語の中で通例として用いられている用語である場合には、当該締約国において保護を受けない。

第十一・三十三条　地理的表示の保護の日

第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）に定める締約国の国内の行政上の手続（注1）による地理的表示の保護は、当該締約国における保護の申請の提出の日（注2）又は登録の日のうち該当するいずれかの日以後に開始するものとする。

注1　この条の規定の適用上、「行政上の手続」には、準司法的な手続を含む。

注2　この条に規定する提出の日には、締約国が自国の商標制度により地理的表示を保護する場合において、該当するときは、パリ条約に定める優先権に係る出願の日を含む。

第十一・三十四条　国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

締約国は、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後に妥結されたものに限る。）に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、当該地理的表示が第十一・三十条(地理的表示の保護のための国内の行政上の手続)に定める手続によって保護されていないときは、次のことを行う。

(a)　地理的表示の保護又は認定のための手続に関する情報を公に利用可能なものとすること及び該当する場合には、少なくとも利害関係を有する者が保護又は認定の要請の検討状況を確認することができるようにすること。

(b)　保護又は認定を検討されている地理的表示が異議申立てのために公表されることを確保すること、第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）1に定める事由を根拠として少なくとも利害関係を有する者が当該地理的表示に対して異議を申し立てるための手続を定めること及び当該手続に第十一・三十二条（複数の要素から構成される用語）の規定を適用すること。

(c)　当該締約国が他の締約国又は非締約国の関係する国際協定による保護又は認定を検討している用語に関する詳細を公に利用可能なものとすること。

第十一・三十五条　妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定

1　いずれの締約国も、他の締約国又は非締約国の関係する国際協定（この協定が当該締約国について効力を生ずる日に先立って妥結されたものに限る。）において明示的に特定されており、かつ、当該国際協定に従って保護され、又は認定される地理的表示について前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）の規定を適用することを要求されない。

2　締約国は、新たな地理的表示の保護又は認定を許容している1に規定する国際協定について次のことを行う。(注)

注　締約国は、第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）及び第十一・三十一条（異議申立て及び取消しの根拠）に基づく義務を履行することにより、この2の規定を遵守することができる。

(a)　前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)の規定を適用すること。

(b)　前条（国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定）(c)に規定する用語が保護され、又は認定される前に、少なくとも利害関係を有する者に対し、合理的な期間、新たな地理的表示の保護又は認定について意見を述べる機会を確保すること。

第E節　特許

第十一・三十六条　特許を受けることができる対象事項

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性（注）のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3及び第M節（経過期間及び技術援助）の規定に従うことを条件として、発明地、技術分野及び物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

注　この節の規定の適用上、締約国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

2　締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、商業的な実施を自国の領域において防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3　締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法

(b)　微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、各締約国は、特許若しくは効果的な特別の制度又はこれらの組合せによって植物の品種の保護を定める。締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十七条3(b)の規定が改正される場合には、この(b)の規定について類似の改正を行うかどうかを決定するためにこの(b)の規定の見直しを行う。

第十一・三十七条　与えられる権利

1　各締約国は、特許が特許権者に対して次の排他的権利を与えることを定める。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利（注）

注　当該輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの章の規定に基づいて付与される他の全ての権利と同様に第十一・六条（知的財産権の消尽）の規定に従う。

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法によって直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

2　特許権者は、また、特許を譲渡し、又は承継によって移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第十一・三十八条　与えられる権利の例外

締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許によって与えられる排他的権利につき限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第十一・三十九条　特許権者の許諾を得ていない他の使用

この協定のいかなる規定も、貿易関連知的所有権協定第三十一条及び第三十一条の二並びに貿易関連知的所有権協定附属書及びその付録の規定に基づく締約国の権利及び義務を制限するものではない。